

県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項

県立阿波岐原森林公園（以下「当該公園」という。）における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

- (1) 自動販売機を設置するための設置許可（更新なし）
- (2) 公募物件
別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (5) 所在又は居住について、次の地域要件を満たしていること。
 - ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件A）
 - イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件B）なお、地域要件Aを満たしている法人も応募申込みを行うことができるが、5に定める設置者の決定においては、地域要件Bを満たす法人及び個人を優先して取り扱うものとする。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 設置許可及び使用料等

ア 設置許可

設置者は、当該公園の自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第5条の規定に基づき、設置許可申請を行い、設置許可を受けて使用することになります。

イ 設置許可の期間

設置許可の期間は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとします。ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者が許可条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、設置許可を取り消すことがあります。

ウ 使用料

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募価格(税抜額)に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を加えて得た額をもって年額使用料とします。ただし、設置許可期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して年額使用料の増額を請求できるものとします。なお、年額使用料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格には、電気料及び水道料(以下「電気料等」という。)は含みません。

エ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置にあたって、電気料等を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、年額使用料とは別に、当該公園の指定管理者(以下「指定管理者」という。)が使用量に応じて算定した電気料等について、期限までに指定管理者に支払ってください(水道水を使用しない場合は水道料に関する子メーターの設置及び水道料の支払いは不要です。)

オ 使用面積

使用面積は、別添公募物件説明書に記載された設置許可面積のとおりとします。なお、使用面積は自動販売機のみを設置スペースを表示しています。3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとします。また、必要に応じて、転倒防止対策も行ってください。

カ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

キ 景観配慮

屋外の自動販売機の設置に当たっては、都市公園内であることを考慮し、日本自動販売機工業会及び全国清涼飲料工業会の設定する「景観対応推奨カラー」を使用するなど、景観に配慮した色彩や形状による自動販売機の機種ごとの設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 設置許可書に示された許可条件を遵守し、使用料及び電気料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を県の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。

オ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とし、県内で生産された農林水産物（天然水は除く。以下「県内産」という。）を原料として加工した次に掲げる飲料（以下「県産飲料」という。）をいずれか1種類以上、取り扱うように努めること。また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県と協議を行い、その指示に従うこと。

（ア） 県内産の野菜や果実を原料に使用した飲料

（イ） 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用した飲料

（ウ） 県内産の生乳を原料に使用した飲料

（エ） その他県内産の食材を原料に使用した飲料

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、県の責めに帰することが明らかな場合を除き、県はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこ

と。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

設置者は、設置許可の期間が満了し、又は許可が取り消された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(5) 指定管理者との協議

設置者は、次の事項について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、協議した内容について、書面で指定管理者に提出することとします。

ア 使用済み容器・ゴミの回収方法及び回収ボックスの設置について

イ 自動販売機の設置や商品補充、廃棄物の搬出等の方法及び経路について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

エ 悪戯や事故などの処理対応や警察・関係者等への報告と連絡体制について

オ メーターの検針及び光熱水費（電気料等）の支払い方法について

カ その他協議が必要な事項について

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 役員等一覧（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 販売品目一覧（第4号様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

カ 2(3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等

を必要とする場合のみ。)

キ 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）

ク （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

（個人）住民票記載事項証明書

ケ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ キ及びクは、発行後3か月以内の原本に限ります。

※ 当該公園内の複数の物件に応募する場合は、いずれか1つの物件についてのみ4(2)の全ての書類を提出し、その他の物件については、4(2)イ、ウ、キ、ク及びケは省略して差し支えありません。

(3) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み

キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの

ク 応募に関し、県の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み

ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。

5 設置者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうち、県が販売品目の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、県が定めた最低使用料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置者とします。なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格

の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。

- (3) 設置者の決定は、3月1日（金）頃を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が県が定めた最低使用料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (5) 応募者数等の応募状況、設置者名及び決定価格について、県ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 設置許可の手続

設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 公園施設設置許可申請書（県指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。なお、取り消しに伴う公募には、当該設置者の参加を認めません。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合

8 その他

設置許可の手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者の都合による自動販売機の撤去は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとしますが、撤去に伴い行う公募への参加は認めません。

問い合わせ先
宮崎県県土整備部都市計画課
美しい宮崎づくり推進室 都市公園担当
〒880-8501
宮崎市橘通東1丁目9番18号
電話 0985-26-7193

第1号様式

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

申込人 住 所
氏 名 印
電 話

県立阿波岐原森林公園における自動販売機設置者の募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び応募価格

物件 番号	設 置 場 所	応 募 価 格 (提 案 使 用 料)							
		千 万	百 万	十 万	万	千	百	+	円
								0	0

- (注1) 物件番号及び設置場所は、公募物件説明書に記載されたもののうち、設置を希望するものについて記入してください。
- (注2) 応募価格は、年額とし、百円単位（税抜）で記入してください。なお、応募価格（税抜）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額使用料とします。ただし、設置期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額使用料の増額を請求できるものとします。また、応募価格には、電気料及び水道料は含みません。
- (注3) 応募価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。
- (注4) この応募申込書は、物件番号ごとに記入し、必要書類を添付してください。

第3号様式

誓 約 書

私は、県立阿波岐原森林公園における自動販売機設置者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項の各条項について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏 名 印
電 話

第4号様式

販 売 品 目 一 覧

県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項「3 公募条件等 (2)オ」に定める販売品目は、以下のとおりです。

物件番号	
------	--

メーカー名	商 品 名	規 格 (内容量)	容器の 種 類	標準小売 価 格 (税込)円	販売小売 価 格 (税込)円	県産飲料	備 考
(記入例)							
〇〇食品 有限会社	〇〇〇〇〇〇 野菜ジュース	500ml	ペット ボトル	150円	120円	○	ジュ ー ス
〇〇飲料 株式会社	〇〇〇〇〇〇 BLACK(コーヒー)	200ml	缶	120円	120円		コ ー ヒ ー

(注1) 設置時に陳列する販売品目について記入してください。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県と協議の上、その指示に従ってください。

(注2) 商品名は具体的に記入するとともに、容器の種類欄には「缶、ビン、ペットボトル、紙パック等」の別を記入してください。

(注3) 募集要項に定める県産飲料をいずれか1種類以上、取り扱うように努めてください。県産飲料の欄には該当商品のみ「○」を記入してください。

なお、県産飲料の取扱いについて、別途資料を求める場合があります。

(注4) 備考欄には、飲料の種類（「お茶」「水」「炭酸飲料」「コーヒー」「ジュース」「その他」）を記入してください。

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏 名
電 話

印

任意様式

自動販売機設置業務管理運営実績

県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件(6)」に定める管理運営実績は、以下のとおりです。

設置場所	設置期間
(記入例)	
〇〇市役所 本館1階	令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

(注1) 応募申込書を提出する日以前で有する2年以上の実績を記入してください。

(注2) この様式は任意です。契約書等で当該実績が確認できる場合は、その写しでも構いません。

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

令和 年 月 日

申込人 住所
氏名 印
電話

県立阿波岐原森林公園自動販売機設置者募集要項 公募物件説明書

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	設置許可期間	設置許可面積 (㎡)		販売品目	その他条件	前年度売上実績	位置図等
				幅(m) × 奥行(m)					
1	管理棟	宮崎市 新別府町 上和田	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.20 × 0.70	= 0.84	缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類を含むこと。	地域要件A (注4)参照	570,620円 4,437本	図1
2	駐車場	宮崎市 新別府町 上和田	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.20 × 0.70	= 0.84	同上	地域要件A	508,020円 3,928本	図2

(注1) 設置は、物件番号ごとに各1台とします。また、設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

(注2) 使用面積は自動販売機のみを設置スペースを表示しています。使用済容器的回収ボックスは設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとします。

(注3) 地域要件A及び地域要件Bは、募集要項「2 応募資格要件(5)」に定める要件です。

(注4) 県内で発生する災害(災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。)において、県からの要請に基づき自動販売機内の在庫商品を無償提供できる「災害対応型自動販売機」とします。

(注5) 販売品目は、募集要項に定める県産飲料をいずれか1種類以上、取り扱うように努めてください。

(注6) 前年度売上実績は、既存の設置者へ聞き取り調査を行ったものであり、県が売上げを保証するものではありません。

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先(各施設所管課)			申 込 期 間	
	住 所	名 称	電話番号	郵送する場合	持参する場合
全ての物件	〒880-8501 宮崎市 橘通東1丁目9番18号	宮崎県庁 県土整備部 都市計画課	0985 26-7193	R6.1.22(月)~R6.2.13(火)必着 書留扱いとし、封筒に「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。	R6.1.22(月)~R6.2.13(火) 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

阿波岐原森林公園

自動販売機設置位置図



項目	内容
図面名称	自動販売機設置位置図
図面番号	AP-001
作成日	2023.10.15
作成者	〇〇〇
承認者	〇〇〇
備考	

図1 物件番号1の位置図

阿波岐原森林公園（管理棟）

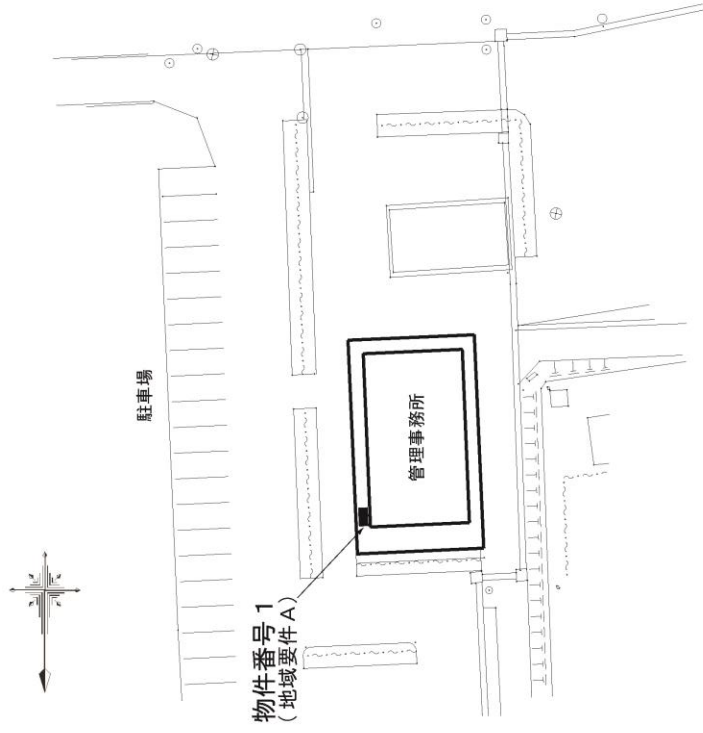


図2 物件番号2の位置図

阿波岐原森林公園（駐車場）

